

令和5年度原子力規制委員会  
第30回会議議事録

令和5年9月6日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第30回会議

令和5年9月6日

10:30～11:35

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の一部補正の受理及び今後の対応方針
- 議題2：原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第3回地震・津波部会の審議結果報告
- 議題3：原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）の令和5年度改善計画の策定及び業務継続計画の一部改正に向けた検討方針（報告）
- 議題4：原子力規制委員会の令和6年度概算要求及び機構・定員要求の概要
- 議題5：令和5年度第1四半期における専決処理（報告）

○山中委員長

それでは、これより第30回原子力規制委員会を始めます。

本日は、伴委員がパリで開催されるOECD/NEA（経済開発協力機構/原子力機関）のワークショップに出席されるため、欠席です。

最初の議題は「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の一部補正の受理及び今後の対応方針」です。

説明は、地震・津波審査部門の野田調査官からお願いいたします。

○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官

地震・津波審査部門の野田でございます。

そうしましたら、資料1を用いまして、日本原電（日本原子力発電）・敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請書の一部補正の受理と今後の対応方針について、御説明させていただきます。

まず「1. 趣旨」でございますが、本議題は、敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請の一部受理について御報告するとともに、今後の対応方針の了承についてお諮りするものでございます。

続きまして「2. 経緯」でございますが、こちらにつきましては、本年4月18日の原子力規制委員会におきまして、敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請につきまして、補正を求める指導文書の発出、これを受けまして、同日付で、別添にございますとおり、同社社長宛てに指導文書を発出してございます。

その後ということでございまして、先月8月31日に、当初申請、平成27年11月付の申請書をもって申請があった件につきまして、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性に関する部分につきまして、補正を行う申請がございました。

それを受けまして「3. 補正申請書の確認」でございますが、原子力規制庁としましては、補正申請につきまして記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、その他法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請ではないことを確認してございます。

加えて、指導文書で求められた補正がなされていることを確認してございまして、こちらにつきましては、具体的には申請のありました8月31日に日本原子力発電と面談を行いまして、具体的には3点、1点目は、K断層の活動性及び連続性に関しまして、新規制基準への適合性を説明するために必要な記載・データ、こういったものが全て含まれていること。2点目としまして、これらの記載・データ等につきましては、事業者として正しいと判断したものであること。あと、それに加えまして、1点目と2点目と関連してきますけれども、こういった記載・データ等の追加・変更が今後ないこと、いわゆる後出しがないこと。この3点を面談におきまして確認してございます。

それを踏まえまして、4. ということで「今後の対応方針（案）」、こちらが原子力規

制委員会の了承事項となつてございます。先ほども申し上げましたとおり、補正申請書につきまして、3. のとおり確認されておりますことから、以下の3点の対応方針に従いまして審査を再開することについて、御了承いただければと考えてございます。

まず、1点目は、大枠に関してでございますが、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性につきましては、当初の設置変更許可申請書及び今回提出がありました補正申請書に基づきまして、新規制基準への適合性を判断することでございます。

2点目、裏面でございますが、こちらは審査会合の進め方ということで、昨年9月に御議論いただきました審査の方針、進め方に従いまして、審査会合ごとに原子力規制庁からの指摘等が日本原電と共通理解となっているかを確認の上、文書化し、審査を進める。いわゆる自然ハザード側の審査会合でやっている泊方式でございます。また、申請内容を確認するため現地調査を実施する。

あと、3点目は、少し結論、将来めいたことでございますが、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性につきまして、原子炉設置変更許可申請書及び補正申請書に基づきまして結論が得られた場合につきましては、原子力規制委員会で改めて審査の進め方につきまして御議論いただければということで、以上3点、特別なことはございませんが、これらの今後の対応方針につきましても、併せて御了承いただければと考えてございます。

私からの説明は以上でございますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長

それでは、本件につきまして御質問、御意見等がございましたら、頂きたいと思いますが、石渡委員から特に何か追加で御意見等がございましたら、お願いいたします。

○石渡委員

今回、日本原電株式会社から提出された敦賀発電所のK断層、それと、原子炉直下の断層との連続性に関する補正につきましては、従来の最初の申請が平成27年、2015年に行われたときの申請書に比べまして数倍の量のある申請書が出てきたということで、これまでの審査の経緯を踏まえて非常に詳しい補正が行われたと理解はしております。

一つ確認したいのは、今回の資料にはボーリングの柱状図がたくさん添付されているわけですが、これというのは、2020年でしたか、今から3年前に柱状図の書換え問題というのが起こりまして、無断で柱状図の、本来、柱状図というのは一次資料でありまして、そこに記載されていることは、よほどの事情がない限りは変更してはならないものだと我々は理解しているのですが、それについて書換えがあったということで問題になったわけです。

その経緯に鑑みて、今回添付されている柱状図というのは、柱状図の記載内容、これはどの資料に基づくものかということについて、まず、教えていただきたいのですが。

○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官

原子力規制庁の野田でございます。

基本的には技術的な内容でございますので、今後、審査再開の御了承を頂けましたら、審査会合の中でありますとか、ヒアリングの中で事実確認していきたいと考えてございますが、基本的には、これまでの経緯を踏まえますと、記録カード、去年12月に確認しましたとおり、記録カードに基づいて書かれているものと考えてございますが、そういったところにつきましても、今後、審査の再開を御了承いただきましたら、まずは事務方でヒアリングで事実確認の方をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○石渡委員

今回補正を行うに当たって、これまでの指導においてもトレーサビリティを確保することが重要な要求事項だったと認識しております。やはり柱状図とか、こういった一次資料について、トレーサビリティが確保されているかどうかということは大事な点で、この点についてはチェックをしたのかどうか伺いたいと思います。

○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官

原子力規制庁の野田でございます。

トレーサビリティにつきましても、今後、審査の中で確認していきたいと思ひますし、審査再開の御了承を頂きましたら、そういったトレーサビリティの確保に関して我々が確認できる資料を事業者の方に提出を求めたいと考えております。

以上です。

○石渡委員

ということは、今回のこの対応方針の提案というのは、これは内容を見ての上でのことではなくて、出された資料について、形式が整っているのかどうかということだけを見たところ、ということですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

原子力規制庁地震・津波審査部門の内藤ですけれども、正に申請書の中身を読み込んで内容を確認するというのは審査の実務になりますので、その部分については、今回はそこまでの確認はしておりません。

石渡委員が御指摘のとおり、形式的な要件、必要な書類がついているかとか、あとは、ページ番号が飛んでいて欠落がないかとか、そういった形でもって、きちんとした形式的な要件が整っているかというのを確認したということでございます。ですので、形式的な要件が整っているのが確認できましたので、審査に入るような申請書であるというのは確認しましたけれども、実際に審査をするのかどうかということについて、今回はお諮りをしているというものでございます。

○石渡委員

内容については踏み込んでいないということなので、なかなか判断が難しいわけですが、こちらの要求に応じて非常に詳しいものを出してきたということでもありますので、

私としては、この審査を再開するという事については異存はないわけですが、一つ原子力規制庁側にお伺いしたいのは、この発電所の審査に関しては、今までそういういろいろな、トラブルと申しますか、ことがございまして、何回も審査を中断するということが余儀なくされてきたという経緯がございます。

それについて、昨今の報道によりますと、別の省庁では、提出された文書について、記載が不十分であったり、あるいは不誠実であったりということがあった場合には、過料を科すということを検討しているという報道がありました。今回、もしこの審査の過程で、この資料にそういう量的、あるいは質的に非常に重大な誤りとか、あるいは抜けとか、そういったものももしあった場合に、例えば、裁判所と協議をしてそういった過料のようなことを科すということは、これは可能なのか、できないのか、どちらかお答え願えますか。

○片山長官

長官の片山でございます。

恐らく石渡委員が御発言されているのは、宗教法人法に基づく昨今報道されている件だと思いますけれども、今回は設置許可の変更申請ということで、これは原子力規制委員会側がこういうものを出せと日本原電に対して求めたものではなくて、日本原電として変更したいと申してきてきているという世界なものですから、その申請書なり、補正申請書に不備があったからと申して、過料、過ち料を科すというようなものとはちょっと性格が違うかなとは思っています。

○石渡委員

すみません。別添の4月18日付の日本原電の社長宛ての文書には、貴社に対し下記の対応を求めますと申して、補正を行うことと申して指示をしているわけですね。そうではないのですか。

○片山長官

長官の片山でございます。

これはあくまでも行政指導文書でございますので、法律に基づいて日本原電に提出を求めているものとは違うので、そこに不備があったからと申して、過ち料みたいなもので担保されているというようなものではございません。

○石渡委員

そうですか。それについては、そういう御回答は認識いたしました。

○山中委員長

そのほか、御質問、御意見はございますか。

○杉山委員

8月31日に提出が行われて、それから今日までまだ日が浅いわけですがけれども、その間に確認できた主に形式的なところについては、問題がないということを確認したということが3.に書かれておまして、その点は理解いたしました。

その上で今後の対応方針（案）の①②③、これを読むと、今の石渡委員からのお話と関

わるところですけれども、結局、今、審査チームとして提示されているのは、通常の審査プロセスに戻しますということではなくて、あくまでも今回補正が提出された範囲に関する審査を進める。それに基づいた現地調査も行う。その結論が出たら、それ以外のまだ審査の対象分野としては、地盤以外の外部ハザードもありますし、もちろんプラントとかも全くそのまま残っているわけで、そういったところにそのまま流れていくわけではなくて、今回の補正の内容に対する審査を行ったら、まず、そこでまた一旦ホールドポイントを設けて、その先どうするかを決める。そういうことを提示されているわけですね。その点を確認させてください。

○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官

原子力規制庁、野田でございます。

まず、結論から申し上げますと、そのとおりでございまして、これまでの経緯を踏まえまして、敦賀2号炉の最大の論点である敷地内の地質・地質構造、具体的にはK断層の活動性、連続性、まずはここにフォーカスして審査を進めていくと。そこで一定の結論が得られた場合には、次、杉山委員がおっしゃられましたとおり、ほかの分野、地震動でありますとか、地盤でありますとか、津波とか、ほかの分野がございまして、こういったところの進め方について、再度原子力規制委員会の中で進め方について御議論いただければと考えておりますので、繰り返しになりますが、杉山委員のおっしゃるとおりでございます。

○杉山委員

ですから、今、再開しようとしている範囲は非常に限定的であって、その中で、先ほど石渡委員が懸念されたようなトレーサビリティのようなところも含めて確認すると、そう理解いたしました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

私から1点。

まず、補正申請書の確認なのですけれども、三つ言われたのですけれども、最初の二つは文書に書いてあるのですが、資料の追加がないことというものの意味というのは、どういう意味になるのですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、今回の補正については、審査がきちんとできるような形で適切なデータを出してくださいと。事業者が判断に使って、これで彼らは基準に適合すると言っているのですけれども、その部分について、きちんと出してくださいという補正を求めています。ですので、今検討していて、これから出さなければいけないと思っているものがあるので、後から出しますという話であれば、前提条件が狂ってしまいますので、その部分については確認して、今出しているものできちんと判断ができるような形での資料を提出しましたということの確認をとったということでございます。

○山中委員長

つまり、指導文書で求めている内容を審査会合の中で判断するのにこれ以上のものは要りませんという、その確認ですよね。それが追加資料がないことということになるわけですね。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

原子力規制庁、内藤ですけれども、申請者である日本原子力発電として、今のデータで判断できるというものを出したということでもいいのかという趣旨の確認をしたということでございます。

○山中委員長

今後の方針なのですけれども、出されたもので審査会合の中で判断していく。

2番目として、ここは泊発電所でやっている方式を踏襲するということなのですけれども、この点はきちんと徹底していただきたいなど。各審査会合の中で決められたことというのを、あるいは双方が合意したことというのをきちんとまとめて文書化して、確認すると。ここはもう徹底していただくと。当然、泊の審査でもやっていると思うのですけれども、その辺りはきちんと確認していただいて、当然、公開の場でまとめをして、文書にきちんと残して双方が確認するという作業を徹底していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3点目、審査会合で出た判断結果について、最終的に原子力規制委員会で議論することによろしいですか。

ということで、本日は伴委員が御欠席でございますけれども、こういう審査会合の方針、この審査に対する対応方針をこれで了承してよろしいかどうか、いかがでしょうか。

○田中委員

了承していいと思います。

○杉山委員

異存ございません。

○石渡委員

その方針でよろしいと思います。

○山中委員長

私も了承して結構かと思えます。

それでは、そのように進めていただければと思います。

それでは、以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第3回地震・津波部会の審議結果報告」です。

説明は、地震・津波研究部門の杉野管理官からお願いいたします。

○杉野長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波研究部門安全技術管理官、杉野です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2を御覧ください。本議題は、令和5年6月19日に開催された第3回地震・津波部



会の結果概要について、別紙のとおり報告するものです。

2 ページ目を御覧ください。審議結果の概要になりますが、開催日、それから、出席者、議題については、記載のとおりでございます。出席者はこちらに記載のとおりなのですが、1 人、関西大学の高橋臨時委員が欠席されております。

「4. 主な審議内容」の方に移っていきますが、審議の冒頭ですけれども、炉安審（原子炉安全専門審査会）・燃安審（核燃料安全専門審査会）の審査委員の2名、山岡審査委員と久田審査委員が昨年12月に再任されたということで、改めてこの部会で部会長の互選、それから、部会長代理の指名というのが行われました。その結果、部会長には山岡審査委員、それから、部会長代理には久田審査委員がそれぞれ指名されたということになります。

この後、審議に入っていたのですけれども、（1）の我々が収集した知見の分析結果について報告いたしました。

第2回地震・津波部会というのが昨年6月に開催されて、およそ1年間の間に技術情報検討会で報告した自然ハザードに関する情報のうち、地震・津波等に関する技術情報が9件ありましたが、これらについて概要と、それから、それぞれについて原子力規制庁の対応の方向性を説明いたしました。本会合では、これらの情報に対する原子力規制庁の対応の方向性について、委員から異論はございませんでした。

主なコメントと回答は以下のとおりとなっておりますが、幾つかピックアップして御紹介したいと思います。

まず、①の確率論的津波ハザード解析に関する知見についてですが、3 ページ目を御覧ください。上から二つ目の黒ポツ（●）のところですが、山岡部会長の方からのコメントになります。

相似則のような考え、こちらは、この論文の中で地震の発生頻度とマグニチュードの関係を表すゲーテンベルグ・リヒター則が代表的なものですが、そういったものを取り入れて使っているのですが、このようなものを使うとき、ある程度適用できる範囲を超えて推測するという点が受け入れにくい。通常の相似則をそのままマグニチュードの大きい方に延長してよいのかという問題があると考えるので、引き続き検討するのがよいと思うというコメント。

それから、同じページの下から三つ目の●、同じく山岡部会長の御発言ですけれども、やはりマグニチュードの大きい方に問題は多々あると思うということで、多分、上の方に限界があるのではないかという考えをお持ちです。こういったことを頭に置きながら今後も議論を進めるとよいというようなコメントを頂きました。

次のページ、4 ページを御覧ください。

③の1611年慶長津波の知見についてです。この論文の中ではこの津波を二つの震源域を仮定して再現するという、そういった内容になっていたのですけれども、これについて山岡部会長の方から、一つの地震の中に大すべり域が二つあるようなイメージでよいということで、この論文の共著者の一人となっております谷岡委員から、そのとおりであると

いう確認がなされました。これは私ども原子力規制庁の方でこの論文を捉えた解釈を部会長が代わりに確認いただいたという形になっております。

それから、④ですが、宮城県の津波浸水想定の設定についてということで、こちらの知見については、遠田臨時委員から御発言がありまして、遠田臨時委員は宮城県の被害想定調査の委員になっているという御紹介がありまして、それで、技術情報検討会で報告した当時、去年7月になりますが、我々は目視で影響を確認しておりましたけれども、現在、実際にある程度定量的なデータが公開されているという情報を頂きました。この後、部会の後、我々の方でこのデータを入手して確認するというを行いました。

5ページをお願いします。

審議事項の二つ目、「その他」ということで(2)のところですけども、山岡部会長から原子力規制庁に対して要望がございました。今年2月に発生したトルコ・シリア地震についてですけども、非常に長大な断層で発生した地震であると同時に、強震動の波形が多く得られたということ、それから、こうやって実際に得られた強震動の波形というのは、原子力分野にとって特に重要となるという観点から、今後、国内外の論文を注視して、こういう場で報告してほしいということがありました。

私からの説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますでしょうか。

石渡委員、何か追加でコメントはございますか。

○石渡委員

まず、地震・津波部会の委員の方には、充実した議論をしていただいて、心から感謝を申し上げます。

その上で、審議内容については、今御説明のあったところが主な点だと思いますが、私も、最後に山岡部会長が指摘されたトルコ・シリア地震についてのデータを収集して、これを将来の規制に生かしていくということは非常に大事だと思います。内陸地震としては非常に規模の大きな地震で、強い揺れが発生したと理解しております。

これについては、専門部会で報告する前に、多分、技術情報検討会の場に出てくることだと思いますけれども、なるべく早く、中間的な結果でもいいので、まとめていただいて、検討結果を公表できる場を出していただきたいと思いますと思っておりますが、いかがですか。

○杉野長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波研究部門、杉野です。

御意見を拝承しまして、トルコ・シリア地震に関するいろいろな国内外の論文というのを調査しまして、適時、石渡委員は今、中間報告のような形とおっしゃいましたので、そういった形でも報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○石渡委員

どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○山中委員長

石渡委員、データの収集の仕方というのは、やはりそういう論文のようなものしかないのでしょうか。直接そういう情報を取りに行くというような、そういう手法というのは。

○石渡委員

それは原子力規制庁として行うのは非常に難しいのではないかと思います。もちろん、国内の学会と協力して、そういう現地調査とか、そういう機会を作ってやるということは考えられるとは思いますが、ただ、何分にも現地の状況もあると思いますし、やはり最初はまず文献調査から入るということだと思います。

○山中委員長

学術的な正しさというのは、論文になっていればある程度担保ができるので、そこをまず調べましょうという、そういう考え方でよろしいですか。

では、そういう方針でできるだけ早くデータ収集をお願いします。

○杉野長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波研究部門、杉野です。承知いたしました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

今もありましたように「その他」で書かれていることは大変重要だと思いますし、多分、いろいろな研究者が関心を持って、これについて研究して、データを集めたり等をしているので、その辺の状況をまた教えていただけたらと思います。特にこのようなトルコ・シリア地震等々について、どのような原理、どのようなメカニズムだったのか等々というのは、どこかで集中的に研究しているところというのはあるのですか。

○石渡委員

私の方はそこについては詳しい話は存じ上げませんが、ありますか。

○杉野長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波研究部門、杉野です。

私の方で入手している限られた情報の中ですけれども、東北大学の災害研（災害科学国際研究所）のところで集中的に調査に入った速報的な報告会みたいなことがなされているというのは聞いておまして、我々の職員も参加して聞きに行っているというような状況です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

2 ページ目の「4. 主な審議内容」の（1）のここのパートの最後のところに、これらの情報に対する原子力規制庁の対応の方向性について異論はなかったという、この対応というのは、要は、こういった、まずは、研究の観点からいろいろな新知見を集めて、そういったものを規制といいますか、個別の審査に反映するかどうか、そういった判断も含めての対応という意味なのでしょうか。

○杉野長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波研究部門、杉野です。

御理解のとおりです。私ども、技術情報検討会に報告する際には、それぞれの知見に番号を振って、その重みの程度で判定しています。規制基準に反映すべきものであるとか、それから、審査に関連するものだから取り入れるかどうかというような、そういったこととか、既に取り入れているものであるからもう終了案件であるとか、そういった方向性を示しております。そういったものもまとめてこの部会の中で御説明して、特にそういった方向性について、異論はなかったということになります。

○杉山委員

ありがとうございます。研究を進める観点での方向性と、あとは、規制の観点での方向性、両方を踏まえての御意見を頂いたと理解いたしました。

○山中委員長

そのほか、何か御質問、コメントはございますか。よろしいですか。

それでは、本件はこれで報告を受けたということで終了したいと思います。

議題2を終了いたします。

次の議題は「原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）の令和5年度改善計画の策定及び業務継続計画の一部改正に向けた検討方針（報告）」です。

説明は、総務課の吉野課長からお願いいたします。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野です。

本議題は、原子力規制委員会業務継続計画について、自己評価結果等を踏まえまして改善計画というものを策定したということと、今後、業務継続計画の改善に向けて検討を行っていきますということを御報告するものでございます。

原子力規制委員会業務継続計画では、首都直下地震発生時に優先的に災害応急対策、ここで災害応急対策というのは、ERC（緊急時対応センター）などにおいて、原子力災害の状況の把握ですとか、対応を進める業務などを指しております。それと、首都直下地震発生時の職員の安否確認とか、庁舎の安全確認といったような管理業務、この二つを優先して実施すること、その他の一般継続業務については、状況が落ち着いてから対応するといったようなことを定めております。

この業務継続推進計画は政府全体の計画を踏まえて作成しておりますが、内閣府の方で政府全体の対応の底上げということを目的に、定期的にガイドラインというものの改正を

行っております。このガイドラインは直近で令和4年4月に改訂されております。

その改訂では、災害の激甚化・頻発化に対応いたしまして、業務継続計画にこうした事態における各職員の心構えなどといった基本的な考え方を書くということですか、女性や障害のある方など、職員が多様化しているということ踏まえて、きちんと備蓄や執務環境などの整備・用意を行うといったようなこと、また、従来の災害想定の見直しなどが行われております。

原子力規制庁では、この新しいガイドラインに沿って現在の業務継続計画を点検いたしまして、記述の見直しが必要である点などの抽出を行いました。また、8月末、8月31日と9月1日の2日間、防災の日訓練というものを実施いたしまして、改善項目の把握を行っております。

その結果を3.にまとめておりますが、まず、自己評価については、328項目について確認を行いまして、15項目の未達項目があるということ把握いたしました。同じ対応で解消できるという項目もありますので、そこから主な改善項目というのを資料の方に挙げておりますが、そうした対応が必要となっているというものでございます。

具体的には、先ほど申し上げたガイドラインへの追加点への対応に加えまして、非常時優先業務の職務代行者に係る規定を行うこと、また、災害用備蓄簡易トイレの備蓄量を見直すことなどが今後必要となってくると思っております。

また、8月31日、9月1日の訓練では、庁舎点検の優先項目を設定する方がよいということですか、本庁舎の環境が悪化した場合でも、地方拠点などにおいて原子力施設の状況把握等は継続して行えているということを広くきちんと発信して、御安心いただくことなどの検討が必要だというようなことを把握しております。

これらの検討を踏まえまして、9月1日に事務方の方で業務継続推進会議というものを開催いたしまして、令和5年度の改善計画というのを別紙の表のとおりまとめております。

今後、ここにまとめました取組の内容について、内閣府防災の有識者、事務局によるヒアリングを受けまして、原子力規制庁の業務継続計画にどういったところを改善すべき点があるかということについて、更に整理・検討を行ってまいります。最終的には令和6年春頃に業務継続計画の改正を行って、原子力規制委員会にお諮りしたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

○田中委員

説明ありがとうございます。1個教えてください。非常時優先業務の代替拠点、川崎オフサイトセンターのことが書かれていますのですけれども、代替庁舎というのは、またそれがどこになるかというのは、そのときの状況によって決まるということなのですね。

○吉野長官官房総務課長

はい。今は一番近いので川崎というものが挙がっておりますが、そのときに各近い庁舎

を点検いたしまして、使えるところを使う予定としております。

○田中委員

代替庁舎の方は。

○吉野長官官房総務課長

代替庁舎は、今、立川の立ち上げを行っておりますが、まだ立川の方に防災のシステムが引けておりませんので、川崎、横須賀、浜岡、また、茨城県の庁舎なども点検いたしまして、使えるところをそれまでは使うという対応でございます。

○山中委員長

そのほかはございますか。いかがでしょう。

○杉山委員

今回の検討方針の中身そのものについては、特に異存はございません。御説明ありがとうございました。

具体的な通しページ5ページ以降の計画の中身とかを見たときに、これだけを見るとちょっと分かりづらいなところがありまして、例えば、原子力規制庁首都直下地震対策本部というのは、23区内で震度5強以上の地震が発生したときに立ち上がるわけですよ。ですけれども、その次のページの最初の首都直下地震発生時の参集要員の説明を見ると、震度6以上で参集の目安とされていて、そうすると、本部は立ち上がるけれども、参集しないでそれぞれが自宅待機状態なのかなとか、ちょっとその辺のギャップが。

ただ、これは恐らくはあくまでも首都直下のところだけを抜き出した計画であって、7ページの最初のところにも書かれているように、これ以外の対策マニュアルとの組合せで当然実施されるものであって、このギャップを埋めるような部分というのはそちらを見れば分かるのだと思うのですけれども、そういう意味で、当然、これを使う上では全部分かっていなければいけないわけで、そういうことを考えながら読ませていただきました。

これはなかなか、相当具体的なイメージを持たないと、計画もできないし、実行もできないと思いますけれども、改善といいますか、検討を引き続きよろしく願いいたします。

○吉野長官官房総務課長

ありがとうございます。今御指摘いただきましたように、参集の方は原子力災害のときの参集レベルに沿って書かれておりまして、首都直下の方の地震対策本部の方は、管理業務を含めまして、この庁舎の安全の点検とか、そういったものをする体制を立ち上げるときの目安で書かれておりますので、少しづれがございます。そういったものも、今、マニュアル上は分かりやすいといった分かりにくいところがございますけれども、具体的にいろいろな場面を想定いたしまして、職員の間で整理をしております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

この検討方針案は報告ということですが、内容については大体理解しましたが、

例えば、2ページ目の3.の③に(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)と項目がありますが、この中で代替庁舎から平常時庁舎への復帰基準に関する記述を追記するというのがありますね。これは具体的にどんな災害の状況になるかということが分からないわけですので、復帰の基準といっても、これはなかなか一概に決めるのは難しいと思うのです。これについては、状況に応じて判断するという以外にないと思うのですけれども、何か具体的にこういう記述をする枠組みというか、あるいは、例えば、ほかのところでもこんな基準になっていますとか、何かそういうものはあるのですか。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

本件については、内閣府の方で出ているガイドラインにいろいろ項目の例示がございます。例えば、基本的なことでございますが、電気が復旧しているとか、上下水道がきちんと使えるとか、また、周辺の状態が落ち着いていて職員が安全に通勤できるとかいったようなものを確認することとなっております。

ただ、最終的には正に状況を踏まえた必要なことを確認して、状況に応じた対応をとることが現実的な解なのかなと思っておりますが、基本項目は大体今挙がっておりますので、それをきちんと計画に書くということが政府全体の方針となっておりますので、対応はしようかなと考えております。

○石渡委員

私も地震で被災した経験がありますので、電気というのは割と早く復旧するのですけれども、水とか、あるいはガスとか、これはものすごく時間が掛かります。例えば、水が来ていなくても、電気が来ていれば、例えば、ERCの機能とかいうのは、多分、普通に動かすことが可能だと思うのです。ただ、水が来ていないので、いろいろもちろん不便はあると思いますが。

ただ、そういう場合、平常時の庁舎での活動という、平常ではないですけれども、何かできる状況にはなると思うのです。そういったことも含めて考えていくと、なかなかその場、その場で判断していくしかないとは思うのですけれども、分かりました。具体的な基準としては、水とか、そういうものが平常になるということを書くようなのですけれども、実際には、だから、あくまでも緊急時の対応ということで、多少の不便はあっても、ここが一番、多分、情報が集約されるし、便利な場所だと思いますので、そういうところをできるだけ使って防災対策を講じていくというようなことが求められるのではないかと思います。

以上です。

○吉野長官官房総務課長

ありがとうございます。総務課長の吉野でございます。

先ほど申しあげました非常時優先業務については、上下水道、また、電気などについても、非常用発電機などの設備を使いまして、また、水については備蓄品で対応いたしまし

て、業務をできる限りここで継続させるという計画となっております。

代替庁舎から平常時に戻すという話がございますが、この庁舎が使えるようになったことの見直しとしてそこを見ているのは、一般業務も含めていつここで業務を再開するかというようなイメージの基準となっております。基本的に今は皆さん、テレワークとかでも御自宅で安全に執務することができる執務の環境にほぼなっておりますので、きちんとこの庁舎の安全の確認がとれた時点で、一般の業務についてはこちらでできるという判断をするというための基準を定めたいと思っております。非常時優先業務については、いろいろな備蓄品等を使いまして、できるだけここで継続しているということが前提となっております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

いわゆる一般的な防災に関して言いますと、内閣府が立案されるもので十分かなと思うのですけれども、やはり原子力規制庁特有のというと、原子力施設の事故・トラブルにいつなんどきでも対応できるようなBCP（事業継続計画）を考えておくということが大事かなということで、川崎の事務所、ないしはここが使えるかどうか、ERCが使えるかどうか、あるいは立川がどういう状態になっているのかという、そういったところが原子力規制庁が対応しないといけない特殊要因かなと思うのですけれども、その点は訓練等で十分確認はされているのでしょうか。

○吉野長官官房総務課長

ありがとうございます。総務課の吉野です。

原子力施設の監視については、まず、首都直下地震が起きてこのERCにもしかしたら不具合があるかもしれないという状態になった場合は、しばらく敦賀の方で全国の原子力施設の状態の把握を行うということを予定しております。今回の防災訓練においても、敦賀とこのERC、また、代替オフサイトとして想定されております川崎の3拠点で無事に通信が行えることを確認しております。

首都直下で敦賀とこのERCと一緒に駄目になるということは非常に考えにくいと思いますので、山中委員長の御指摘の施設の状況の把握というのは、十分、首都直下地震の中でも行っていけると考えてございます。

○山中委員長

立川の拠点というのは、これはまた別途ということになるのでしょうか。

○吉野長官官房総務課長

立川については、（内閣府から）場所の割り振りをいただきましたので、そこに防災のネットワークを引くという計画をさせていただきます。そのネットワークが引けた時点で、そこを代替庁舎で使うという想定でまた計画の方を組み直してまいります。

○山中委員長

分かりました。



そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件、これで報告を受けたということで終わりにしたいと思います。

以上で議題3を終了いたします。

次の議題は「原子力規制委員会の令和6年度概算要求及び機構・定員要求の概要」です。

説明は、会計部門の小林参事官からお願いいたします。

○小林長官官房参事官（会計担当）

会計担当参事官の小林です。

私からは、先週8月31日に財務省に提出いたしました原子力規制委員会の令和6年度概算要求及び機構・定員要求について、資料4に基づいて御報告させていただきます。

通し番号の3ページの総括表を御覧ください。概算要求額・要望額の概要を記載しております。令和6年度の概算要求は、一般会計、エネルギー対策特別会計、東日本大震災復興特別会計の合計で、令和5年度当初の予算比25%増の730億円を計上しております。

続きまして、4ページ以降に概算要求に盛り込みました令和6年度の主要事業の概要を記載しております。原子力規制委員会の第2期中期目標に掲げる五つの柱に沿って整理しております。

まず、一つ目の柱「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」についてです。おおむね例年どおり要求しております。（1）の原子力規制行政の透明性確保や、より分かりやすく説明するための広聴・広報を行う事業、あるいは（4）の原子力規制に携わる人材育成として、国内の大学などに補助する事業などを要求しております。

続いて、5ページ目の二つ目の柱「原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化」についてでございます。新規事業として、（1）（2）で審査関連データベースシステムの整備・拡充ですとか、申請届出のオンライン化など、審査の効率化に関する事業や、（3）については、例えば、燃料に用いる新材料の研究開発の進展など、長期的な規制課題の研究開発に対する補助金を要求しております。

続きまして、6ページ目の三つ目の柱「核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」についてです。（2）（3）で六ヶ所再処理施設とMOX燃料加工施設の竣工計画を踏まえまして、測定機器の整備など、保障措置の実施体制を構築するための要求をしております。

続きまして、7ページ目の四つ目の柱「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」についてです。おおむね例年どおりの要求をしております。また、（2）については、ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出に関する海域モニタリングに関する事業などを要求しております。

そして、8ページ目の五つ目の柱「放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」についてです。（1）に関しましては、新たに福井大学を高度被ばく医療支援センターに指定したことから、その施設整備に係る経費を要求しております。また、（3）（4）（5）につきましては、引き続き放射線モニタリングに関する事業の要求をしております。

最後の9ページ目、機構・定員要求の概要についてです。機構要求として、高経年化対策に係る審査への対応を行うために安全規制管理官、また、定員要求として、高経年化対策に係る審査及び検査の体制の強化などを含めた合計66名を要求しております。

10ページ以降にただいま御説明しました概算要求の全体像と各事業の説明を参考資料として添付しております。必要に応じて御参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメント等はございますか。いかがでしょう。

○杉山委員

御説明ありがとうございました。

今、一通り各項目について、主立ったものを挙げていただきましたけれども、この中で一つコメントさせていただきますと、通しページ5ページで(3)の「規制研究の強化に向けた」というものですね。これはもう具体的にJAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)を対象として補助金をとということで、そういう項目であって、この10.2億円、これは令和5年度と比べたときの増額の大部分を占めるというわけでは決まてないのですが、ただ、新規要求としてこの10億円というのは大きなものだと思っております。

ここで、これはやはり我々自身の決意の表れでもあると思っております、つまり、この規制研究の基盤を強化するのだと。内容は長期的な規制課題と書いてありますけれども、これは決して時間をかけてのんびりやりましょうという意味ではないので、これは今御説明いただいている会計担当にというよりは、やはり技術基盤グループと、あとはJAEAに対する期待ですけれども、やはり緊張感を持って原子力規制庁の底力を向上していただきたいと、そういうことであります。

以上、コメントでした。

○山中委員長

何かございますか。

○小林長官官房参事官(会計担当)

会計担当参事官の小林です。ありがとうございます。

杉山委員がおっしゃるとおり、長期でゆっくりやるということではなくて、より正確に言えば中長期ということにして、今までは短期の研究を委託するという事業が中心でしたので、それをより人材育成という観点も含めて、中長期でしっかりやりたいと思っております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

内容についてではなくて、つまらないことで申し訳ないのですが、3ページ目に前年比で増えている項目と減っている項目がありますね。減っている項目に上向きの三角

形（△）で1とか2とか書いてありますけれども、普通はこれは下向きの三角（▽）ではないですか。

○小林長官官房参事官（会計担当）

会計担当参事官の小林です。

私の経験で申し上げますと、定員にせよ、予算にせよ、白三角（△）ということで、こういう形で使っているのが慣行かなと認識しております。

○石渡委員

そうですか。要するに「（b）－（a）」と上に書いてありますので、例えば、マイナス（－）をつけるとか、その方がはっきりしていると思うのです。分かりました。慣習的にこのようにやっているということであれば、それでもいいですけども、何かちょっと違和感があります。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

杉山委員からも出ましたけれども、新規でかなり増額している分野については、それなりに原子力規制委員会、原子力規制庁としても力を入れている分野だということだと私も理解しております。

一方、定員要求としては、これは例年どおりぐらいの数になるのですか。例年より少し増えているようにも思うのですが。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

定員要求の全体の増としては、大体例年並みというものでございます。高経年化の対策としては十分な体制をとりたいと考えておりまして、この中で審査に当たる人数で10名の増を要求しているというところでございます。また、そのほかにも、その後の高経年化に係る検査等のいろいろな周辺の分野についても、十分な要求をさせていただいていると考えております。

以上です。

○山中委員長

分かりました。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、本件、これで報告を受けたということで終わりにします。

以上で議題4を終了いたします。

最後の議題は「令和5年度第1四半期における専決処理（報告）」でございます。

説明は、総務課の吉野課長からお願いいたします。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野です。

令和5年度第1四半期における専決処理について、御報告をいたします。

原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に関する処分52件、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）に係る処分15件、合わせて67件の専決処理を行っております。

件数が多いものは、原子炉施設等の核物質防護規定の変更認可関係の処分28件ということとなっております。これは核物質防護規定の変更認可に伴いまして、国家公安委員会や海上保安庁長官への意見聴取等に認可の連絡が必ず必要になってくるためでございます。一つの案件について、二つの専決が行われているためでございます。実質的には、防護規定については、14の案件について処分を行っております。また、うち4件は情報システムに係る防護措置の審査案件ということになってございます。

次に多かったのが原子炉施設等の保安規定の許可で、9件ございました。うち3件は火災防護における系統分離対策の実施に伴う保安規定の変更認可申請で、美浜、高浜、大飯発電所から提出されたものでございます。

RI法に基づく処分については、ほぼ全てが医療施設等を中心に放射線発生装置等の設置更新などを行う内容となっております。そうしたものでほぼ14件という形になっておりまして、全体で67件の専決という状態でございます。

以上、御報告でございます。

○山中委員長

それでは、御質問、御意見等がございましたら、お願いします。

どうぞ。

○田中委員

後ほどで結構なのですが、44番に1F（東京電力福島第一原子力発電所）の燃料デブリの件が書いてありますが、これはまた後でどんな内容だったのか、担当の人から後でも教えてもらえればと思います。

○吉野長官官房総務課長

承知いたしました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

これを拝見して、大体申請があつてから許可するまで1年とか2年の間にやられていると見ましたが、31番と33番、これは令和2年に申請があつて、今年、許可をしたというようなことだと思うのですけれども、ちょっと時間が掛かっているようなのですけれども、これについては何か理由があるのですか。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

担当の方に確認したところ、情報システム関係の防護規定の処理については、事業者と

のやり取りにかなり時間を要する案件が多かったということで、これについても長期の時間を要したのではないかと思います。

○児嶋長官官房審議官

審議官の児嶋でございます。今の補足でございます。

情報システムに関する防護措置の強化の内容でございます。まず一つは、各施設の情報システムは非常に多種多様でございます。その防護措置の強化が果たして妥当なものか、審査をするのにちょっと時間を要した点の一つです。

もう一つは、令和3年1月にいわゆる柏崎刈羽原子力発電所のIDの不正使用事案がございまして、令和3年中は核セキュリティ部門の人員と時間を相当そちらの事案とその後のもろもろの対応に要したという特殊な事情もございました。

結果としては、令和4年からこの1年の審査、今回御指摘があった31、33以外にも17と19が同件でございます。今回はこの4施設でしたが、その当時、21施設だったと思うのですが、同じような申請が来ております。

令和4年から順次それを今認可しているところでございまして、令和2年に申請を受けて、令和2年は審査に時間が掛かって、令和3年はもろもろの他の事案で時間を取られて、令和4年以降、今、順次認可しているところでございます。まだちょっと残っているものもございまして、鋭意進めてまいりたいとは考えておりますが、そのような事情でございました。補足でございます。

○石渡委員

ありがとうございます。柏崎刈羽の事案が影を落としているということを理解いたしました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件、これで報告を受けたということで終わりにしたいと思います。

以上で議題5を終了いたします。

そのほか、何か委員の方からございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、本日の原子力規制委員会はこれで終わります。どうもありがとうございました。